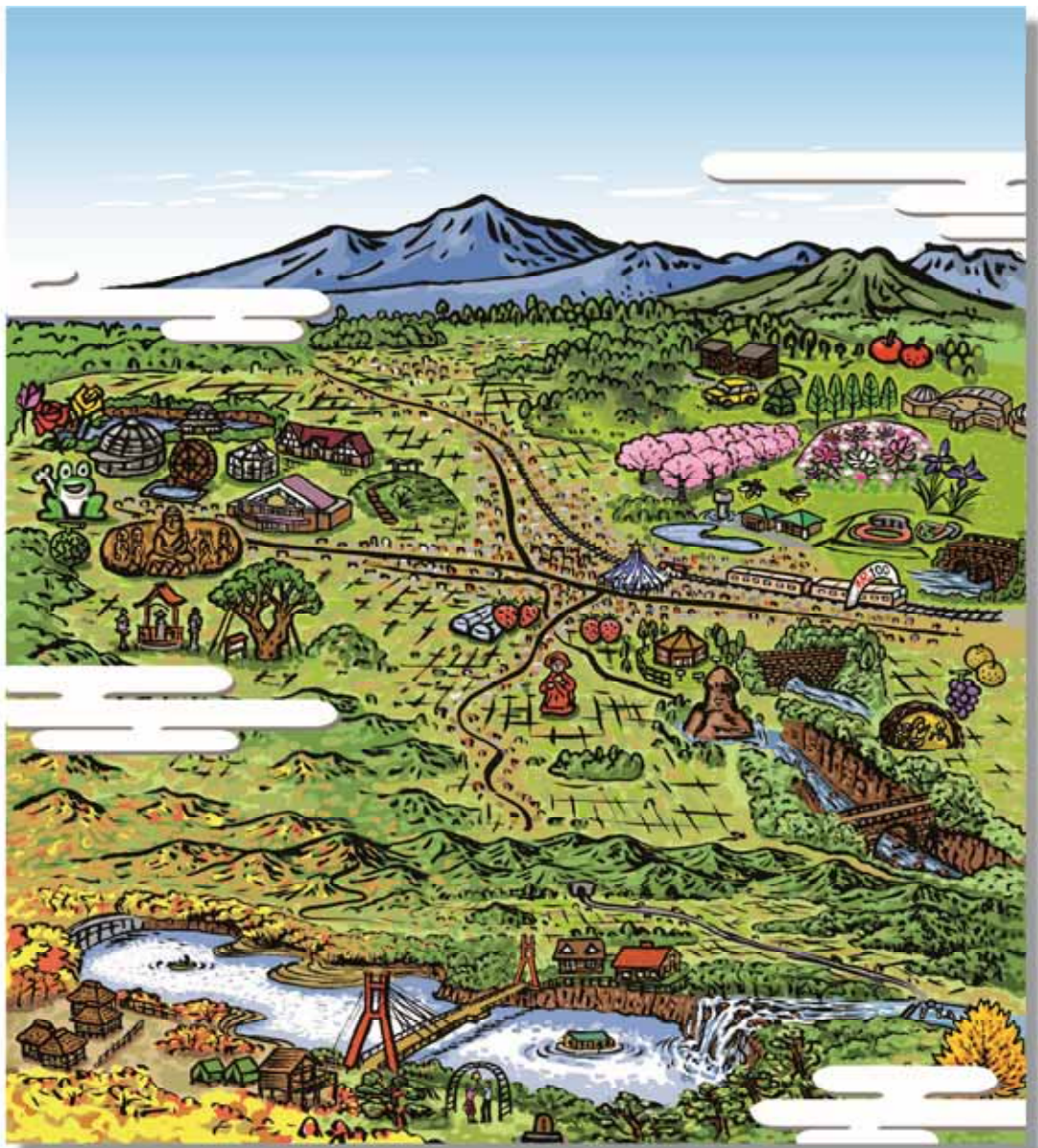


小林市景観計画

霧島とふもとの緑・文化をまもり、継承する



小林市景観計画策定にあたって

霧島連山をシンボルとする九州山地等の豊かな自然景観に抱かれた本市は、景勝地や観光地にも恵まれ、農畜産業を基幹産業として発展してきました。

景観計画は、景観法の制定〔2004年(平成16年)12月施行〕に基づき、景観行政団体(小林市も景観行政団体)が、良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画です。

近年の本市を取り巻く景観の状況は、少子高齢化や地域の過疎化が進展するなか、これまで受け継がれてきた小林ならではの豊かな景観も、無秩序な景観障害物建設等により、厳しい状況に直面しており、早急な対策が求められています。

このような状況を踏まえ、かけがえのない「小林市ならではの景観」についてあるべき将来の景観をまとめた景観計画を策定しました。

本計画では、市域全体を対象として、基本理念を「霧島とふもとの緑・文化をまもり、継承する」とし、景観計画区域の設定、景観計画区域における基本方針、良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する規定などを定め、小林市ならではの景観実現に資する具体的な取り組み等を、景観審議会や庁内関係各課による検討・調整によってまとめました。

最後に、本計画の策定にあたり様々な意見をいただいた、市民の皆様をはじめ景観審議会、小林市都市計画審議会の委員の皆様には厚くお礼を申し上げます。



平成 28 年 4 月

小林市長 肥後 正弘

目 次

1	計画の目的	1
1-1	計画の背景	1
1-2	計画の目的	3
2	本市の現状	4
2-1	位置・地勢	4
2-2	沿革	4
2-3	景観計画の位置付け	5
3	景観の現況	12
3-1	地区区分	12
3-2	景観情景	13
3-3	湧水景他	16
3-4	遺跡及び文化財	18
3-5	観光レクリエーション	20
3-6	地形特性	22
3-7	色彩・階高調査	25
4	景観構成と課題	29
4-1	景観構成要素	29
4-2	小林市の景観イメージ	30
4-3	景観現況の課題	31
4-4	課題のまとめ	35
4-5	景観のあるべき姿	41
5	景観計画	42
5-1	景観計画区域の設定	42
5-2	景観計画区域における基本方針	42
5-3	重点地区の設定	44
5-4	景観まちづくりの流れ	45
5-5	届出の対象となる行為	46
5-6	良好な景観形成のための行為の制限	48
5-7	景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針	53
5-8	屋外広告物について	53

5 - 9	景観重要公共施設	54
5 - 1 0	景観農業振興地域整備計画	54
5 - 1 1	景観地区	54
5 - 1 2	準景観地区	55
5 - 1 3	景観協議会	55
5 - 1 4	景観協定	55
5 - 1 5	景観整備機構	55

資料編

- ・ 計画策定の経緯等
- ・ 小林市みどりと景観のまちづくり計画策定委員会名簿

1. 計画の目的

1 - 1 計画の背景

『景観』とは、街並みやたたずまいなど人々が眺めることができる「対象」を表す『景』と、「対象」を眺める人々の感覚を表す『観』が組み合わせられた言葉です。

『景観』は、改めて見直すことで、地域の文化や歴史を再発見できるものですが、日頃見慣れているだけに、それほど重要視されなかった側面があります。

過去には、経済活動を優先する余り、全国各地で景観が損なわれてきました。条例等で自主的に規制をかける場合もありましたが、法律としての後ろ盾がないために、その強制力に限界があり、貴重な景観を失うこともありました。

しかし、住民レベルでの景観に対する意識も徐々に変化し、行政法規による明確なルールづくりの必要性が高まったことから、いわゆる景観緑三法が制定されました。

美しい景観づくりのための地域の取り組みを支援する「景観緑三法」は、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法の一部を改正する法律」の総称です（平成 17 年 6 月 1 日施行）。

景観法

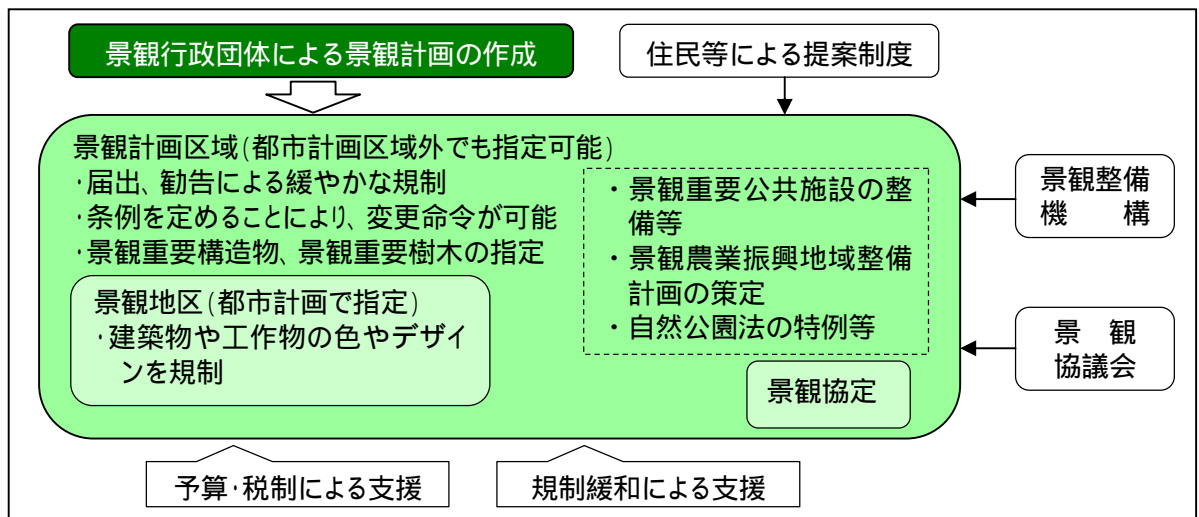
良好な景観の形成に関する基本理念並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制など、所要の措置を講じるものである。

景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

景観法の施行に伴い、都市計画法、屋外広告物法その他の関係法律の整備等を行ったものである。

都市緑地保全法の一部を改正する法律

都市における緑地の保全及び緑地並びに都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境の形成を図るため、「緑地保全地域」における緑地の保全のための規制及び「緑化地域」における緑化率規制の導入、立体的都市公園制度の創設など所要の措置を講じたものである。



景観法概念図

景観行政団体

景観法に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体のこと。都道府県、政令指定都市、中核市は自動的になる。その他の市町村は都道府県との協議、同意を得てからなる。

宮崎県内では、平成 27 年 3 月 1 日までに全ての市町村が景観行政団体となっている。

景観計画

景観法の基本となる仕組みで、景観行政団体が、景観行政を進めるための基本的な計画対象とする区域（景観計画区域）、景観形成に関する方針、景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物や景観重要樹林の指定の方針等を定める。

宮崎県内では、以下の 10 市町村の 14 計画がある（平成 27 年 3 月 20 日現在）。

景観行政団体名	策定（公示）年月日	施行年月日	景観計画の名称
綾町	平成 19 年 9 月 12 日 [平成 27 年 3 月 20 日]	平成 19 年 10 月 1 日 [平成 27 年 3 月 20 日]	綾町景観形成計画
日南市	平成 19 年 10 月 1 日	平成 19 年 11 月 1 日	港町油津景観計画
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 25 年 5 月 1 日	棚田の里酒谷景観計画
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 26 年 5 月 1 日	城下町飲肥景観計画
宮崎市	平成 19 年 10 月 1 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 24 年 3 月 2 日 [平成 25 年 12 月 2 日]	平成 20 年 1 月 1 日 平成 21 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日 [平成 25 年 12 月 2 日]	宮崎市景観計画
西都市	平成 22 年 3 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	西都市景観計画
日向市	平成 22 年 4 月 30 日	平成 22 年 10 月 1 日	細島地区景観計画
	平成 23 年 9 月 30 日	平成 24 年 1 月 1 日	牧水の里景観計画
	平成 24 年 10 月 31 日	平成 25 年 1 月 1 日	美々の里景観計画
延岡市	平成 23 年 4 月 1 日	平成 23 年 10 月 1 日	延岡市景観計画
日之影町	平成 23 年 12 月 13 日	平成 24 年 4 月 1 日	日之影町景観計画
椎葉村	平成 24 年 3 月 15 日	平成 24 年 6 月 1 日	椎葉村景観計画
都城市	平成 25 年 8 月 26 日	平成 25 年 9 月 1 日	都城市みどりと景観のまちづくり計画
高鍋町	平成 25 年 10 月 21 日	平成 26 年 4 月 1 日	高鍋町景観計画

[]最終変更



景観法の対象地域イメージ

1 - 2 計画の目的

小林市（以下、本市という）は、南西部にそびえる霧島 mountain の山々と、北方に連なる九州山地に囲まれた盆地に位置します。生駒高原や夷守台などの観光資源があり、県内でも特徴的な景観を有する都市です。

住民にとっては、日頃から見慣れた当たり前過ぎる景色であるため、その価値に気付きにくいですが、訪問者からすれば印象的な景観が広がっています。市民は、その価値を認識し、後世に残していく責務があります。

本計画では、景観緑三法に基づき、地域の独自性を踏まえた景観形成をめざし、「住民・事業者・行政」の協働による景観計画を策定します。

2. 本市の現状

2 - 1 位置・地勢

本市は、宮崎県の南西部に位置し、北に西米良村、東に綾町、宮崎市、南に高原町、都城市、西はえびの市と接しています。また、北では熊本県(多良木町、あさぎり町)、南は鹿児島県(霧島市)と隣接しており、県西部の中心都市として機能しています。

南西部にそびえる霧島の山々と、北方に連なる九州山地に囲まれた盆地に市街地を有します。面積は563.09km²で、県土の7.3%余りを占めています。



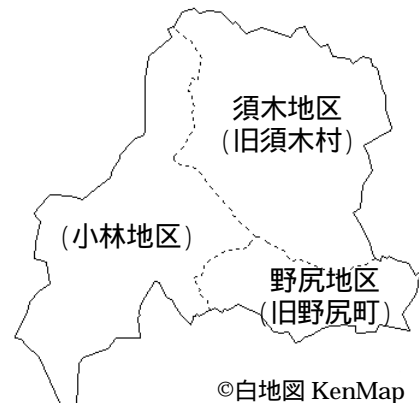
©白地図 KenMap

表 面積

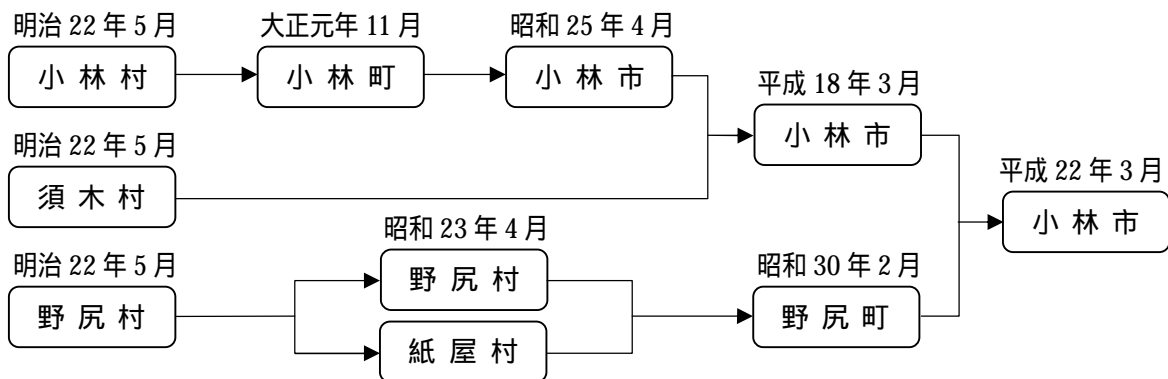
区分	小林地区	須木地区	野尻地区	計
面積 (km ²)	230.76	243.47	88.86	563.09
割合 (%)	41.0	43.2	15.8	100.0

2 - 2 沿革

明治22年の市制・町村制施行により、小林村、須木村、野尻村の3村が生まれました。その後、大正元年に小林町、昭和25年に市制をしき、小林市となりました。以降西諸地区の自治体として共存してきましたが、平成18年に須木村、平成22年に野尻町と合併し、現在に至っています。



©白地図 KenMap



2 - 3 景観計画の位置付け

本市が策定した上位計画の中から、景観に関する記述を抽出し、基本条件として整理します。なお直接的な記述だけでなく、前提として配慮すべきと思われる間接的なものも挙げます。(直接的な記述は太字で表示、引用文は一部修正)

(1) 小林市総合計画 [平成19年策定、平成22年(パブリックコメント)]

【基本構想】平成19~28年度

小林市総合計画【基本構想】平成19~28年度	景観との関連
<p>第1章 まちづくりの基本方針</p> <p>1. 基本理念 人々の知恵と融和で築くまちづくり</p> <p>2. 将来都市像 霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き 元気あふれる交流都市 小林市</p>	<p>豊かな景観資源と産業・住民の参画・協働に留意する。</p>
<p>3. 将来像実現のための基本方針</p> <p>・まちづくりの基本方針 自然と共生する美しい安全安心のまち 助け合いともに生きる生涯現役のまち 地域の活力を創造する産業交流のまち 個性あふれ次代を担う学習文化のまち 住む喜びを実感できる生活優先のまち 語らいとふれあいある参画・協働のまち</p>	<p>、 ~ について景観方針の礎とする。</p>
<p>第2章 主要指標の見通し</p> <p>4. 土地利用の基本方針</p> <p>(1) 土地利用に際しての共通視点</p> <p>(2) 土地利用の基本方針</p> <p>・都市的土地利用地域 都市拠点地域 商業地域 流通・新産業創出地域 住宅地域</p>	<p>地域資源の保全・活用とエリア分けの前提とする。</p>





小林市総合計画【基本構想】平成 19～28 年度	景観との関連
<p>5. 将来都市構造</p> <p>(1) 都市構造の基本となる自然軸・都市軸</p> <p> 自然軸</p> <p> 都市軸</p> <p>(2) 都市中心地域及び拠点</p> <p> 都市中心地域</p> <p> 地域生活文化拠点</p> <p> 流通・新産業創出拠点</p> <p> 交通拠点</p> <p>(3) ゾーン区分</p> <p> 市街地ゾーン</p> <p> 集落と農業の振興ゾーン</p> <p> 山岳及び緑豊かな山林・高原ゾーン</p> <p> 自然公園及び美しい山林ゾーン</p> <p>(はパブリックコメント資料で追加)</p>	<p>エリア分けの前提とする。</p>



小林市総合計画【基本構想】平成 19～28 年度	景観との関連
<p>第3章 施策の大綱</p> <p>1. 自然と共生する美しい安全安心なまち</p> <p>(1) 環境・景観の保全と創造</p> <p>本市の豊かな自然環境とそこに展開される多様な生態系を保全し、大切な財産として継承するため、森林をはじめとした自然環境の公益的機能と癒し機能の維持、具体的な管理手法を検討するとともに、地域ごとに特色のある森づくりなどを進める。</p> <p>さらに、美しい景観を形成するため、統一した街並みの形成や沿道植栽などの生活空間の美化、自然と親しむ空間の整備などを推進する。</p>	<p>保全や創造により、特色ある景観を形成していく。</p>
<p>(2) 公園・緑地の整備</p> <p>安全で潤いのある生活環境を形成するため、河川・水路の改修や親水空間としての整備、水質の浄化に努め、地域住民に愛される公園・緑地を整備するとともに、季節感あふれる緑地の形成を図る。</p>	<p>住民に愛される緑地・親水空間を計画に織り込む。</p>
<p>3. 地域の活力を創出する産業交流のまち</p> <p>(1) 農林業の振興</p> <p>(3) 商工業の振興</p> <p>(5) 観光・レクリエーションの振興</p> <p>南九州中部の観光レクリエーション拠点を形成するため、恵まれた観光資源を生かし、体験型・滞在型観光を推進する。</p> <p>個性を生かした各ツーリズム等への対応など時代に即した観光資源のあり方を見直しながら、その振興を図る。</p>	<p>地場に根付いた産業が生み出す景観に配慮する。</p> <p>市民・観光客に良好な景観をアピールする。</p>
<p>4. 個性あふれ次代を担う学習文化のまち</p> <p>(4) 芸術・文化の振興と文化財の保存・活用</p>	<p>歴史的資産が生み出す景観に配慮する。</p>
<p>5. 住む喜びを実感できる生活優先のまち</p> <p>(1) 計画的な土地利用の推進</p> <p>自然環境や優良農地の保全、市街地整備、居住環境整備、産業振興などバランスのとれた計画的な土地利用を推進する。</p> <p>(2) 市街地、住宅・宅地の整備</p>	<p>保全された自然系の景観と、新たに生み出される市街地の景観に配慮する。</p>

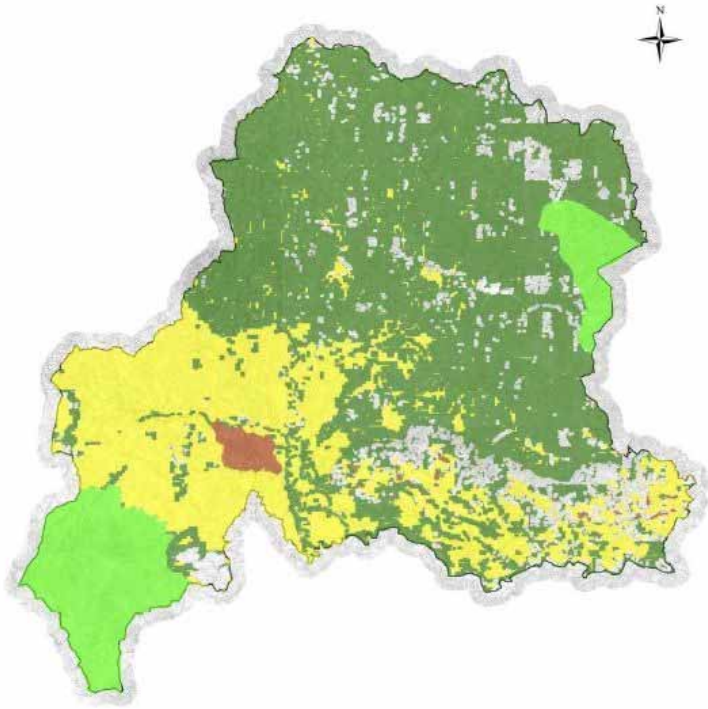
小林市総合計画【基本構想】平成 19～28 年度	景観との関連
<p>6. 語らいとふれあいある参画・協働のまち (1) 市民参画・協働の推進 地域協議会の活用とともに、審議会・委員会委員の公募制の導入やパブリック・コメントの実施等により、計画策定・政策形成過程への市民の参画・協働を促進する。さらに多様なまちづくり団体やボランティア団体、NPOの育成・支援とともに、市民の自主的・意欲的なまちづくり活動の体制づくりを促進する。</p>	<p>景観に関する施策により積極的な市民参画を促す。 協働作業による景観活動、意欲醸成に寄与する。</p>
<p>(2) コミュニティ活動の促進 自分の地域のことは地域で話し合い、協力して様々な取り組みを進めることがまちづくりの原点である。 それぞれの地域の人々が自立して、地域づくりを行うことができるように、新たな共同体意識を高めながら、自治組織の充実を図るとともに、コミュニティ施設の整備、地域イベントの開催、子ども会やボランティア活動などを支援する。</p>	<p>地元の協力、意識改善を促す計画に配慮する。</p>

【基本構想】平成 19～28 年度

小林市総合計画【基本計画】平成 23～28 年度（後期）	景観との関連
<p>第1章 自然と共生する美しい安全安心なまち 1-1 環境・景観の保全と創造 (6) 景観の保全と整備 本市特有の自然景観は、観光面からも貴重な資源となっているため、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を生かした景観の保全に努める。 また、街並み景観については、市街地としての整備を図るとともに、公共サイン（看板・表示板）の統一など、景観に配慮した整備に努める。</p>	<p>貴重な自然景観保全のために協働の仕組みを織り込む 街並み景観について統一デザイン整備に配慮する。</p>
<p>第7章 未来を拓く戦略プロジェクト</p> <div data-bbox="287 1545 782 1646" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; font-size: 8px; text-align: center;">戦略プロジェクト</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> </div> <p>本市の特性である「優れた自然環境・景観と歴史文化」をテーマに、内外に情報発信するとともに、全国から本市の自然と環境、歴史文化を楽しむ人を集める取り組みを重点的に進める。 <前期計画期間の取り組み等> 平成 22 年 9 月に出の山公園や三之宮峡などを含む霧島ジオパークが日本ジオパークの認定を受けた。今後は、その価値を理解し、その恵みを生かさなくてはならない。また、景観行政団体として、景観法に沿った事業を今後展開できるようになった。</p>	<p>景観法による新たな協働の仕組み展開や、ジオパークとの連携に配慮する。</p>

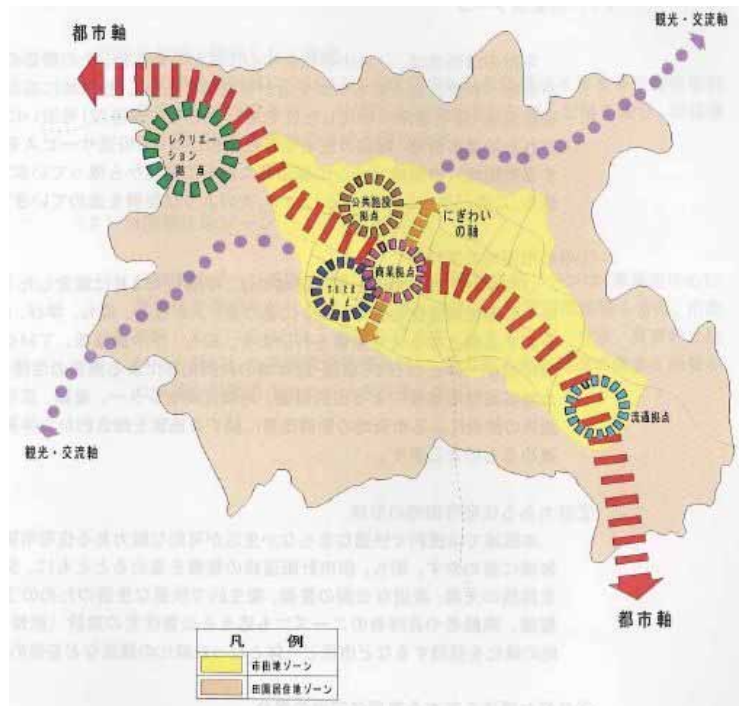
(2) 小林市国土利用計画 [平成 22 年]

平成 23 年 ~ 平成 32 年 (基準年次 : 平成 17 年、中間年次 : 平成 27 年、目標年次 : 平成 32 年)

小林市国土利用計画 (平成 22 年)	景観との関連												
<p>基本理念</p> <p>市土が現在及び将来における市民の貴重な資源であるとともに、生活及び生産などの諸活動の共通基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、視線環境の保全、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件への配慮、健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図る。</p> <p>今後の土地利用の方向性を示す資料として、土地利用特性の総合評価図を掲載する。</p>	<p>土地利用特性の総合評価図を参考に、ゾーン分けの前提とする。</p>												
<div style="text-align: center;">  </div> <div style="margin-top: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left; padding: 2px;">総合的土地利用評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; background-color: #8B4513; color: white;">1</td> <td style="padding: 2px;">都市的土地利用を図ることが望ましい</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; background-color: #008000; color: white;">2</td> <td style="padding: 2px;">自然環境保全を図ることが望ましい</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; background-color: #FFD700; color: white;">3</td> <td style="padding: 2px;">農用地としての保全が望ましい</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; background-color: #3CB371; color: white;">4</td> <td style="padding: 2px;">林地としての保全が望ましい</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; background-color: #FFFFFF; border: 1px solid black;">5</td> <td style="padding: 2px;">周辺土地利用との整合</td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 5px; text-align: right;"> <p>0 2,500 5,000 10,000 メートル</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">総合的土地利用評価図</p>		総合的土地利用評価		1	都市的土地利用を図ることが望ましい	2	自然環境保全を図ることが望ましい	3	農用地としての保全が望ましい	4	林地としての保全が望ましい	5	周辺土地利用との整合
総合的土地利用評価													
1	都市的土地利用を図ることが望ましい												
2	自然環境保全を図ることが望ましい												
3	農用地としての保全が望ましい												
4	林地としての保全が望ましい												
5	周辺土地利用との整合												

(3) 小林市都市計画マスタープラン [平成 15 年]

小林市都市計画マスタープラン (平成 15 年)	景観との関連
<p>第 8 章 将来の都市構造</p> <p>[1] ゾーニング</p> <p>本市の都市計画区域は、J R 小林駅を中心とした市街地ゾーンとその外側にある田園居住地ゾーンに区分できる。市街地ゾーンは主として商業地や工業地及び都市住宅地としての都市的土地利用が行われる区域で、いわば本市の都市活動が行われる器とも言うべき空間である。田園居住地ゾーンは農業集落を中心に田や畑、樹林地など農林業を主体とした土地利用が行われる区域である。</p> <p>[2] 軸</p> <p>都市軸 にぎわいの軸 観光・交流軸</p> <p>[3] 拠点</p> <p>商業拠点 公共施設拠点 文化・交流拠点 流通拠点 レクリエーション拠点</p>	<p>エリア分けの前提とする。</p>



都市構造図

小林市都市計画マスタープラン（平成 15 年）	景観との関連
<p>第 9 章 都市整備の方針</p> <p>[10] 都市景観形成の方針</p> <p>(1) 背景となる自然景観の保全</p> <p>本市の豊かな自然景観を形作っている霧島連山や市街地を取り囲む田園風景の保全を図る。又、「星の降る里日本一」を支える自然環境の保全に努める。</p> <p>(2) まちの回廊となる景観軸の誘導・形成</p> <p>本市の都市軸である国道 221 号沿道は宮崎県条例に基づき、美しく特色ある街路樹景観の形成を図るほか、事業者等の理解と協力を得ながら、秩序ある景観形成に努める。又、駅前通りは中心市街地整備と連携しつつ、歩いて楽しい街並み景観の創出を図る。更に、広域観光ルートとなる観光軸では、本市の田園景観と調和した特色ある景観軸の形成を図る。</p> <p>(3) 景観拠点の整備</p> <p>中心市街地では、西諸地方の中核都市にふさわしい市街地景観の形成を図るため、本市の資源である、水・緑や花を取り入れ、安らぎや温もりを感じる演出を行い、本市らしい景観の整備を行う。</p> <p>(4) 花に彩られた美しい都市景観形成</p> <p>本市の誇りの一つに生駒高原のコスモスがあり、観光資源にもなっている。まちなかにおいても、花と緑の植栽を進め、快適に住めるまち・誰もが住んでみたくなる都市環境の形成を図る。</p>	<p>景観形成方針の骨格として計画に反映させる。</p>

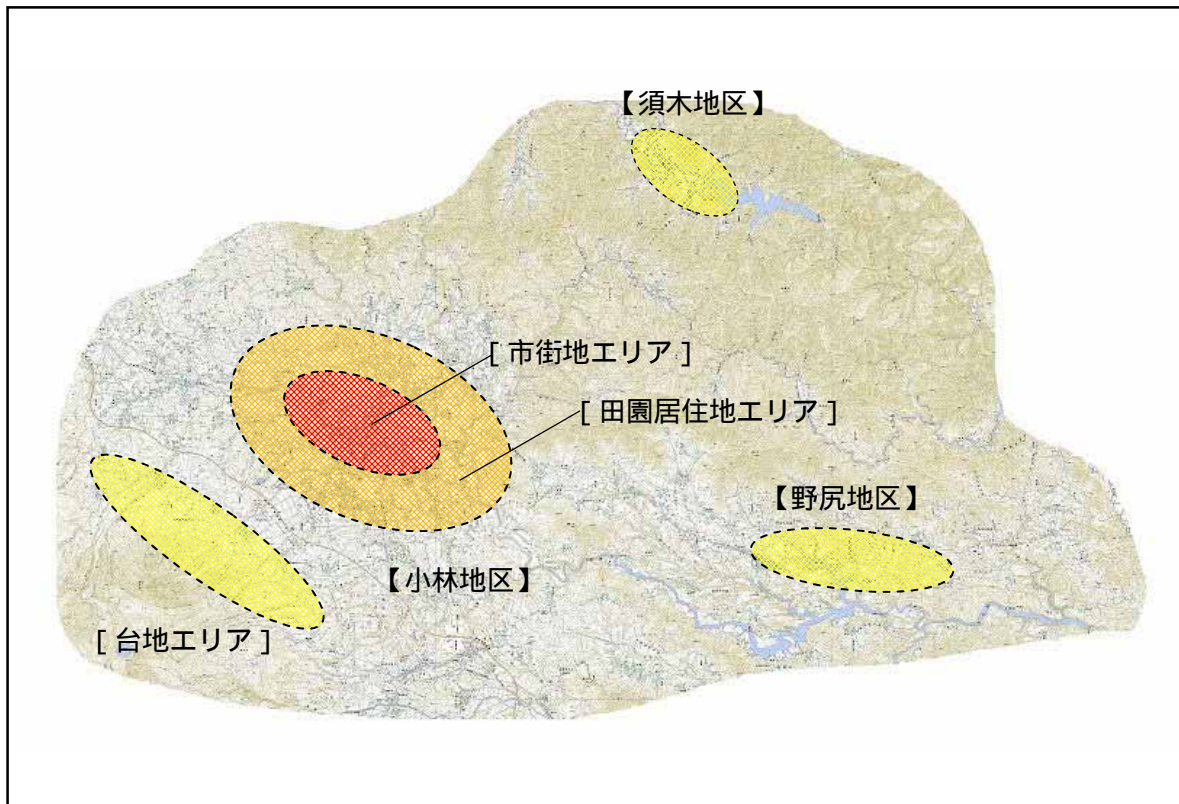
(4) 小林都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
 (都市計画区域マスタープラン) [宮崎県 平成 16 年]

都市計画区域マスタープラン（宮崎県 平成 16 年）	景観との関連
<p>3 . 主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</p> <p>2) 土地利用の方針</p> <p>キ . 美しい都市景観の保全・創出に関する方針</p> <p>国道 221 号沿道は、都市の景観軸を構成する重要な地区であり、拠点的な商業地としての賑わいをもった魅力ある都市景観の創出に努める。また、主要な観光拠点を結ぶ幹線道路や街路については、自然的景観の保全にも配慮しながら、観光資源として特徴のある沿道景観の創出に努める。</p> <p>中心市街地における花のまちづくりなどの住民が主体となった魅力ある都市景観づくりを、今後とも住民と行政の協働により進める。</p>	<p>景観形成方針の礎とする。</p>

3 . 景観の現況

3 - 1 地区区分

景観の現況を整理するにあたり、広大な市域を大まかに地区分けします。合併の経緯から、【小林地区】、【須木地区】、【野尻地区】に分け、さらに小林地区は、都市計画マスタープラン*を基にした「市街地エリア」、「田園居住地エリア」、さらに都市計画区域外で観光資源でもある「台地エリア」の3つに分けます。



* 都市計画マスタープラン（平成 15 年 9 月）

市街地ゾーン...主として商業地や工業地及び都市住宅地としての都市的土地利用が行われる区域で、本市の都市活動が行われる器とすべき空間

田園居住地ゾーン...農業集落を中心に田や畑、樹林地など農林業を主体とした土地利用が行われる区域

3 - 2 景観情景

時代を超えて、現代に継承されている文化的景観（景観情景）は、市民の生活や習慣に根差したものです。地域の風土や情景が読み取れる資料から、景観とのかかわりを考えました。

（1）郷土のイベント等

小林を代表する主なイベントを整理します。

時 期	イ ベ ン ト
3月下旬～5月中旬	牧場の桜（軍馬の桜）、萩の茶屋 ツツジ、生駒高原 菜の花、生駒高原 アイスランドポピー、すきむらんど滝まつり
5月下旬～6月上旬	メロンフェア〔野尻地区〕 出の山ホテル恋まつり
7月中旬	すき納涼花火大会
8月上旬～下旬	こばやし名水まつり〔中心市街地〕 のじり湖祭り
8月上旬～10月下旬	観光農園（ぶどう・なし狩り）
9月中旬～下旬	萩の茶屋花祭り、陰陽石まつり、すき栗まつり
9月下旬～11月下旬	生駒高原 コスモス、すきむらほぜまつり

【参考文献】小林市ホームページ・小林観光パンフレット



図 イベント等が行われる場所

（2）民話等

昔から言い伝えられている民話・字図には、その情景に地名などが出てきます。

（例：猫坂峠、明神杉、軍谷峠、継子（ままこ）滝、陰陽石）

また字名は、小林七村（大字）の由来について書かれた例に細野村…穂裾野村「野方甚だしく広大なる処」の意などがあります。

【参考文献】瀬戸山計佐儀編著 昭和50年9月「日向国 諸県の伝説」三州文化社
小林市教育委員会 平成13年3月「小林市の伝説・民話」

(3) アンケート

小林市内在住の20歳以上80歳未満の方々を対象に、無作為抽出で2014年11～12月に景観に関するアンケートを行いました。(各年代均等に500人に郵送、145通の返信(約30%))以下にその主要な回答(『』は設問、「」は回答)を列記します。

『景観についての関心』では、「非常にある」「少しある」が全体の9割である。

『身近な地域の景観に対する印象』では、「良い景観」「どちらかと言うと良い景観である」との意見が全体の5割を超える。

『以前と比べて景観は変わったか』との問いには、「特に変わっていない」が多く、「良くなったところ、悪くなったところ」については、「高い建物、空家、霧島がきれいに見えていたのに信号機で見えにくくなった」等の意見があった。

『小林の景観を守っていくのに必要な事』に対しては、「山・丘陵地の景観が重要である」という意見があった。

『小林の景観を特に損ねていると感じるもの』への意見は、「歴史性が感じられないまち並み」「色やデザインに統一感のないまち並み」「手入れが行き届かず、荒れた農地や山林、空き地」が「山林に不法投棄された廃棄物」「ゴミなどで汚れた川、水面」など、生活環境の面でゴミの不法投棄がかなり景観を損ねていると感じている。

『小林らしいと感じる景観・市民として誇りに感じる景観』については、「いろんな場所から見た霧島連山の景観、まきばの桜、桜並木、花のトンネル、ライトアップされたまきばの桜」が挙げられた。

『今後も大切にしたい、後世に残したい景観資源』については、「生駒高原のコスモス、花々」「まきばの桜・桜並木」「全体的な山並み景観」が挙げられた。

『小林市の景観をより良くしていくために、今後どのような施策が重要か』の問いには、「建物の高さや色彩についてルールを設けるべきである」「道路や公園、水辺などの公共空間の質を高める」「みどりや川の自然環境を守る」の意見があった。

『景観づくりを進めるためにどのようなルール(規制)が必要ですか』の問いに対しては、「建物の高さ・色彩・敷地・看板に関するルールが必要」に6割の以上の方が関心を持っていた。

(4) 校歌

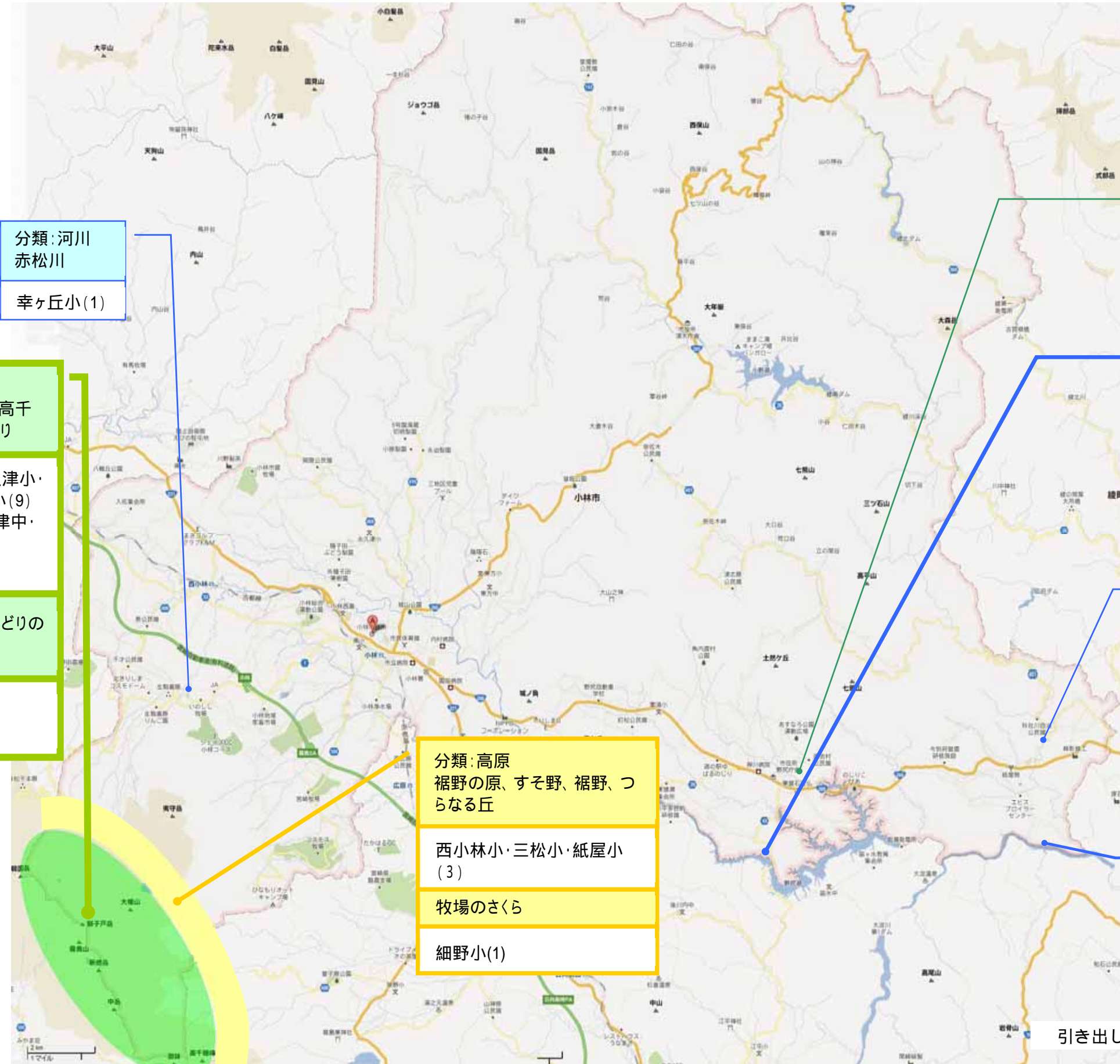
地域に密着した小中学校の校歌には、景観計画の重要な要素として風土や身近な景色が見てとれます。市民が幼少から慣れ親しんだ情景として、以下のような特徴があります。

霧島連山や裾野付近のシンボルイメージが強くなっている。

学校に近い河川名も出現数が多い。

次頁に、小林市の小中学校の校歌に表現される情景図を示します。

校歌に表現される情景



分類:河川
赤松川
幸ヶ丘小(1)

分類:その他
高都万の森
野尻小(1)

分類:山
霧島山、霧島、きりしま、高千穂、高千穂の嶺、韓国岳、からくに、ひなもり
小林小・南小・細野小・西小・永久津小・三松小・幸ヶ丘小・野尻小・紙屋小(9)
小林中・細野中・西小林中・永久津中・東方中・三松中・紙屋中(7)
雪のみね、みねの雪、山なみ、みどりのやま、山群、山の群、山脈
南小・細野小・永久津小(3)
細野中・紙屋中・三松中(3)

分類:河川
岩瀬川
三松小・紙屋小・栗須小(3)

分類:河川
紙屋川
紙屋中(1)

分類:高原
裾野の原、すそ野、裾野、つらなる丘
西小林小・三松小・紙屋小(3)
牧場のさくら
細野小(1)

分類:河川
大淀川
野尻小(1)
小林中(1)

引き出し線の太さは出現頻度に比例

3 - 3 湧水景他

小林市の景観を象徴する湧水景及びジオパーク・シンボルツリーの景観について以下に示します。

(1) 水との関わり

本市は『名水の里』と呼ばれるほど、清水が湧き出る場所が多くあります。全国名水百選にも選ばれた「出の山湧水」をはじめ、各所に点在する湧水地は、地域の誇りとして代々守られてきました。それは、魚の養殖や飲み水の水源、田畑の灌漑など、様々な形で地域生活に寄与しているからです。また、憩いの場としての側面も有しています。

さらに、湧水地の近傍には、石氷川、浜之瀬川、岩瀬川などの河川が流れ、その流れは、大淀川へとつながっています。

また、野尻湖や小野湖などのダム湖は、雄大な水辺景観を形成しており、観光資源としても活用されています。

田の神や、開墾にかかわる石碑が見られるなど、水田に関する深い思いがある土地柄と言えます。



小林湧水案内（ＪＲ小林駅南側に設置）

<案内板に記載された湧水地>

- 向江田の湧水
- 小千谷湧水
- 千谷湧水
- 堂の尾湧水
- 梅田の湧水
- 出の山湧水
- 大出水地区の湧水



小林湧水案内（地図部分を拡大）



出の山公園のゲンジボタル
(小林市ホームページより)



小野湖

(2) ジオパーク

平成 22 年 9 月には、霧島一帯が日本ジオパークに認定され、さらなる活用が図られることとなりました。ジオパークは、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を複数含む自然公園です。保全にとどまらず、情報発信により、教育や観光、地域活性化に対して、積極的に活動することが特徴です。

噴火や降灰などの負の側面もありますが、温泉、地熱といった恩恵に浴しながら、勇壮な山々の景観が市民の心の拠り所になっていることは、言うまでもありません。



霧島火山案内板 (小林駅南公園に設置)

(3) シンボルツリー

見慣れた光景のため、意識しにくい存在ですが、人々の視線を受け止め、アイストップになるシンボルツリーが、市内随所に見られます。



3 - 4 遺跡及び文化財

市内の遺構及び文化財には、以下のような特徴があります。
次頁の図「遺跡及び文化財」を参照ください。

文化財等の分布は、街道ルート周辺に多く存在しており、交通に関わる文化財エリア（次頁図の青（以下色の表記は同じ））、街場のエリア（紫色）、街場を繋ぐ生活エリア（桃色）に集中している。

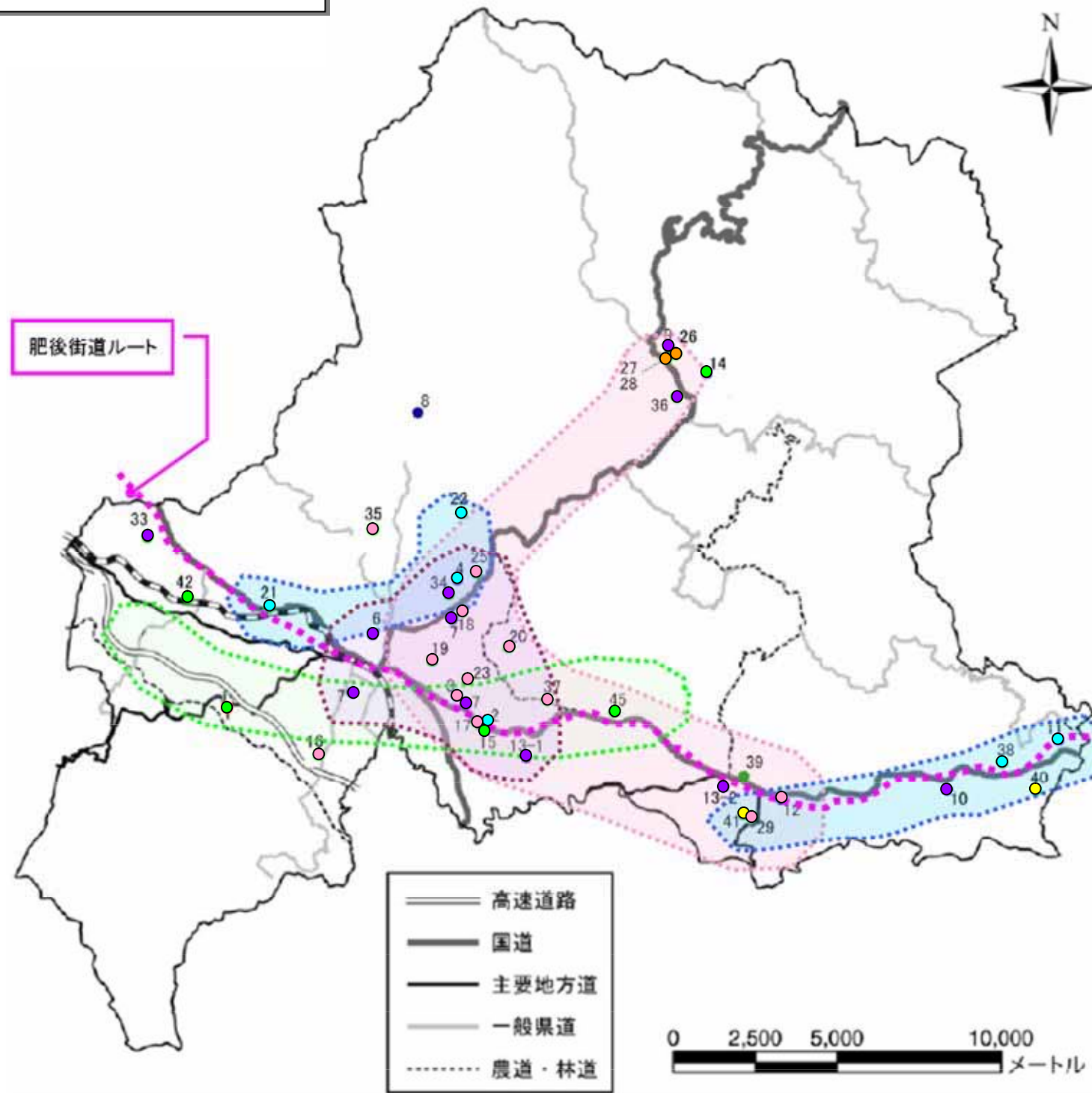
街道ルートに近接して、自然物であるエヒメアヤメや有楽椿、滝等の水辺などが街道を取り巻く里のエリア（緑色）に存在している。

その他、各所の踊り等無形文化財が点在している。

上記の文化財は、その周辺環境と一体にて成り立っています。それは訪れる人々の視点場として、または遠景として存在しており、相互関わり合って市の景観を構成しているため、その周辺や連続性に配慮した景観保全が重要と考えます。

遺跡及び文化財の特性図を次ページに示します。

遺跡及び文化財



凡例			
●	城・城跡等	●	仏像等
●	墓・古墳・遺跡等	○	無形文化財
●	交通に関わる文化財	●	自然
●	記念碑・地蔵幢等		
		■	交通に関わる文化財エリア
		■	街場のエリア
		■	街場を繋ぐ生活エリア
		■	里のエリア

表 遺跡及び文化財一覧

小林市社会教育課調べ

番号	名称	種別	指定	所在地	指定日
1	エヒミアヤメ自生南限地帯	天然記念物	国	小林市南西方字生駒	昭和43年6月14日
2	旧岩瀬橋	有形文化財	国登録	小林市堤字池ノ平～小林市野尻町三ヶ野山字岩瀬口	平成26年4月25日
3	六地藏幢	有形文化財	県	小林市水流迫字村前154番地6	昭和40年8月17日
4	東方大丸太鼓橋	有形文化財	県	小林市東方(大丸)	平成15年4月24日
5	輪太鼓踊	無形民俗文化財	県	小林市東方地区 小林市細野1区	昭和37年5月15日
6	伊東塚	史跡	県	小林市真方字因幡塚160番地2	昭和9年4月17日
7	小林町古墳	史跡	県	1号・小林市水流迫字下ノ平 2号・小林市細野字城山 3号・小林市細野字城山 4号・小林市真方字新田場 5号・小林市真方字松の元 6号・小林市真方字新田場	昭和14年1月27日
8	本田遺跡	史跡	県	小林市東方字坂ノ下6125番地18～20	昭和51年3月26日
9	須木村古墳	史跡	県	小林市須木中原字上ノ原1753番地1及び2	平成9年4月17日
10	池ノ原一里塚	史跡	県	小林市野尻町紙屋字池ノ原3865番地2	昭和11年7月17日
11	漆野原一里塚	史跡	県	小林市野尻町紙屋字漆野原547番地13	昭和11年7月17日
12	東麓石窟仏	史跡	県	小林市野尻町東麓字崎園	昭和32年12月15日
13-1	野尻村古墳(大萩古墳)	史跡	県	小林市野尻町三ヶ野山字大萩3251番地3	昭和8年12月5日
13-2	野尻村古墳(九塚古墳)	史跡	県	小林市野尻町東麓字九ツ塚2515番地1	
14	須木の滝	名勝	県	小林市須木下田字鶴園967番地3	昭和8年12月5日
15	オオヨドカワゴロモ自生地	天然記念物	県	岩瀬川河川流域	平成20年3月31日
16	霧島寄神社御神像六軀	有形文化財	市	小林市細野字夷守4938番地1～2	昭和43年8月2日
17	永仁の碑	有形文化財	市	小林市堤字池ノ平4716番地2	昭和52年4月1日
18	新田場の田の神	有形文化財	市	小林市真方字新田場5390番地	平成2年3月28日
19	穂屋下古石塔群	有形文化財	市	小林市水流迫字穂屋下885番地	平成2年3月28日
20	大久津古石塔群	有形文化財	市	小林市東方字大久津1449番地1	平成2年3月28日
21	石氷橋	有形文化財	市	小林市北西方(石氷)	平成2年3月28日
22	橋満橋	有形文化財	市	小林市東方(橋満)	平成2年3月28日
23	東栗葉野六地藏幢	有形文化財	市	小林市東方字栗葉野804番地	平成4年10月26日
24	鱈口	有形文化財	市	小林市南西方(個人宅所蔵) 小林市北西方(個人宅所蔵)	平成4年10月26日
25	仲間の田の神	有形文化財	市	小林市東方字陰陽石	平成18年3月23日
26	十一面観音像	有形文化財	市	小林市須木下田字永田(永田区観音堂内)	昭和49年11月1日
27	尾殿遺跡出土の弥生式土器	有形文化財	市	小林市須木中原1741番地1 (須木総合ふるさとセンター内展示)	昭和49年11月1日
28	米良筑後守の首桶	有形文化財	市	小林市須木中原1741番地1 (須木総合ふるさとセンター内展示)	昭和49年11月1日
29	東麓磨崖仏	有形文化財	市	小林市野尻町東麓字本城原4175番地1	昭和56年9月18日
30	鉦踊	無形民俗文化財	市	小林市野尻町三ヶ野山地区	昭和53年11月10日
31	紙屋城攻めおどり	無形民俗文化財	市	小林市野尻町紙屋地区	昭和63年7月16日
32	東麓新地馬場棒踊り	無形民俗文化財	市	小林市野尻町東麓地区	平成10年7月1日
33	粥餅田古戦場跡	史跡	市	小林市北西方字粥餅田2450番地46	平成4年10月26日
34	東二原地下式横穴墓群	史跡	市	小林市真方字東二原6003番地7外 見学の際は社会教育課へ連絡	平成4年10月26日
35	永久井野かくれ念仏洞	史跡	市	小林市北西方字黒仁田4160番地7	平成4年10月26日
36	米良筑後守の墓	史跡	市	小林市須木下田字坂の下(一麟寺跡墓地内)	昭和49年11月1日
37	内場仏飯講の碑	史跡	市	小林市野尻町三ヶ野山字南八所	昭和56年9月18日
38	紙屋関所跡	史跡	市	小林市野尻町紙屋字牧ノ谷1737番地1	昭和56年9月18日
39	伊集院源次郎忠真の供養塔	史跡	市	小林市野尻町東麓字夜川松1162番地1	昭和56年9月18日
40	紙屋城第二の空堀跡	史跡	市	小林市野尻町紙屋字城原640番地1、640番地3	昭和63年3月8日
41	野尻城井戸跡	史跡	市	小林市野尻町東麓字野首3680番地7	平成元年11月4日
42	有楽椿	天然記念物	市	小林市北西方字忠臣田1354番地2 (個人所有)	平成5年10月6日
43	レンゲツツジ	天然記念物	市	小林市須木鳥田町字下九瀬 保存のため非公開	昭和50年5月23日
44	ケナシベニバナヤマシャクヤク	天然記念物	市	小林市須木下田字麓 保存のため非公開	昭和50年5月23日
45	大沢津のオガタマノキ	天然記念物	市	小林市野尻町三ヶ野山字前田1985番地	平成6年3月18日

3 - 5 観光レクリエーション

市の観光及びレクリエーションの特性図を次ページに示します。

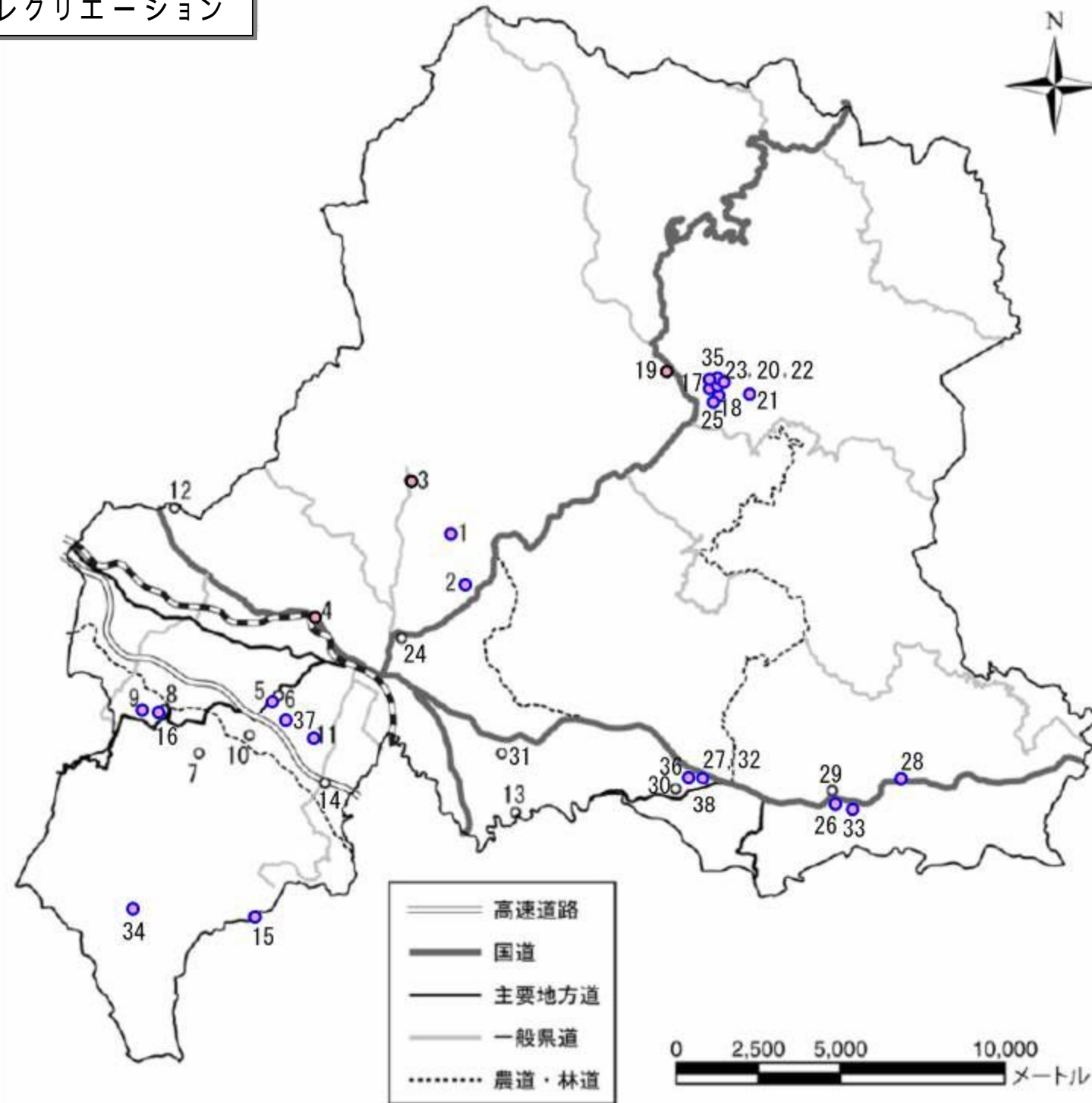
市内の観光レクリエーション関係施設は、国土利用計画、こばやし観光ナビ、こばやし観光ガイドブックを参考としました。その特徴には、以下のようなものがあります。

観光レクリエーション対象の分布は、概ね市内の主要道路(国道、主要地方道等)沿いに存在しており、特に市を代表する水環境の豊かな「出の山公園」周辺や霧島連山の袂に位置する生駒高原等の眺望・花の景観が人気のスポットとなっている。

観光施設の種別は、施設物が多いが、その殆どが水辺・緑地等の自然物の魅力を引き出している。

観光施設についても、その周辺環境全体或いは、単体施設と周辺が一体化し成り立っています。それは訪れる人々の視点場としての近景から遠景に至る連続体として存在しており、相互関わり合って市の景観を構成しているため、その周辺や連続性に配慮した景観保全が大切と考えます。

観光レクリエーション



図番凡例	
○	国土利用計画
●	こばやし観光ナビ
○	こばやし観光ガイドマップ

種別凡例	
■	自然物
■	施設類

表 観光レクリエーション一覧

番号	名称
①	三之宮峡
②	陰陽石
③	坂下地区観光農園
④	種子田地区観光農園
⑤	出の山淡水魚水族館
⑥	出の山名水ホテル館
⑦	生駒高原宮崎小林ゴルフコース
⑧	生駒高原観光レクリエーションセンター
⑨	北きりしまコスモドーム
⑩	コスモス温泉
⑪	牧場の桜
⑫	アーバンゴルフ
⑬	阿母ヶ平鉱泉
⑭	神の郷温泉
⑮	ひなもりオートキャンプ場
⑯	生駒高原
⑰	ままこ滝
⑱	すきむらんど 大つり橋
⑲	すきむら河川プール
⑳	世界の山小屋
㉑	茅葺きの宿 かるかや
㉒	東俣谷バンガロー
㉓	東俣谷宿泊研修施設
㉔	城山公園
㉕	すきむらんど温泉 かじかの湯
㉖	のじりこびあ
㉗	ゆ～ばるのじり
㉘	萩の茶屋
㉙	桃源郷
㉚	五色温泉
㉛	岩瀬河川公園
㉜	薬草地域作物センター
㉝	観光バラ園「ブルーミングローズ」
㉞	大幡山
㉟	ままこ滝キャンプ場
㊱	大塚原公園
㊲	出の山公園

3 - 6 地形特性

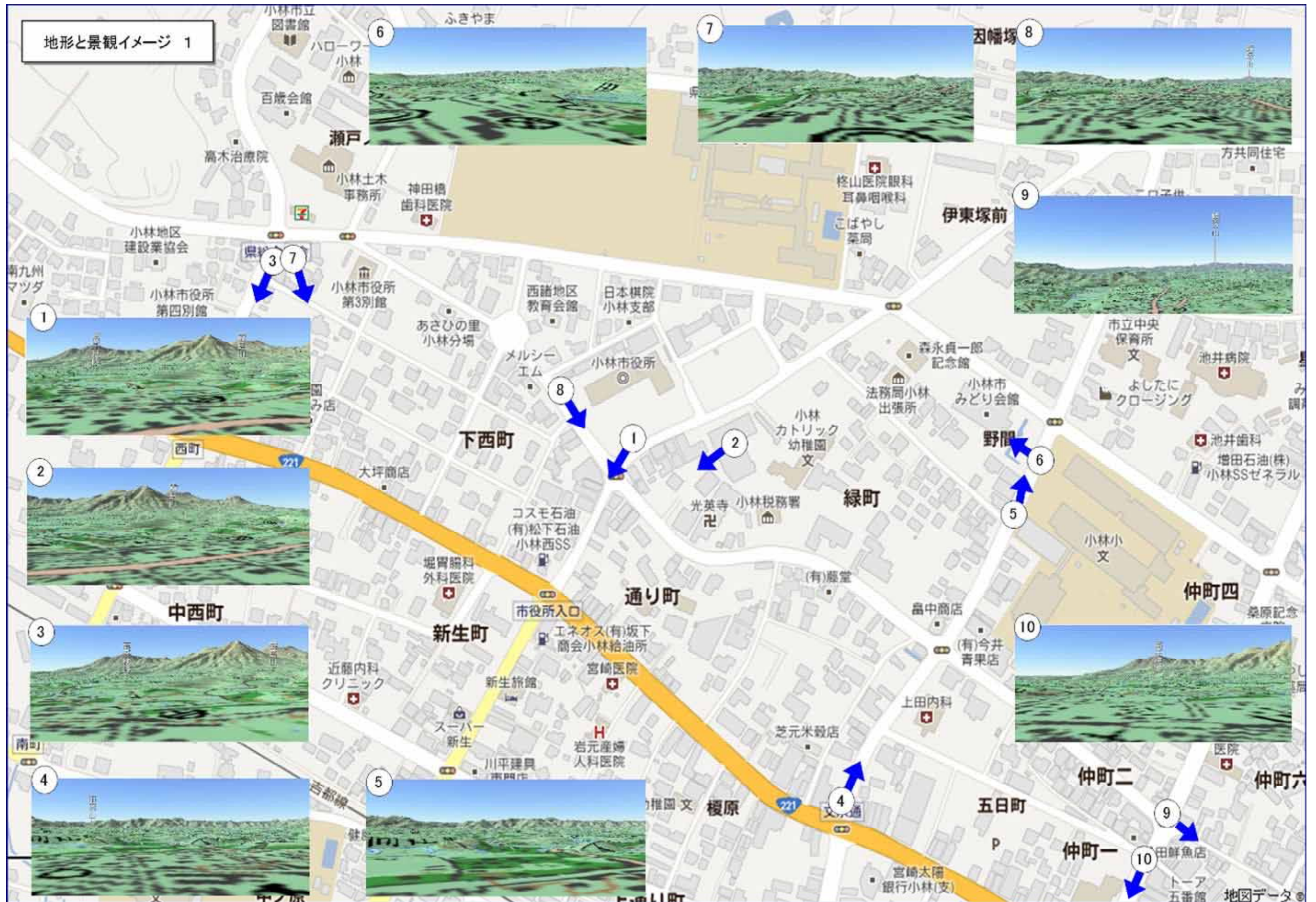
市の地形の特性図を次ページに示します。

各視点場から見た地形の景には、以下のような特徴があります。

霧島連山のシンボリックなイメージが強くなっている。

連山は、街道等の視点場変化により様々な見え方がある。

地形の特性は、特にその視点場から景観対象物までに存在する「景観阻害物(近景では看板や電柱類、中景としては高層マンション、煙突、鉄塔等)」に影響されるところが大きく、一度建設されると著しい景観阻害となるため、早急な対処が必要となります。





3 - 7 色彩・階高調査

色彩は、景観構成の中でも地域・通りの景観イメージを大きく印象付ける要素であり、飛び抜けた鮮烈な色彩は、まとまりある風景を一見で阻害してしまう事もあります。また建物の階高も遠景への眺望を阻害する恐れの高い要素です。

以下に、色彩・階高調査の方法、景観用語の整理、景観調査結果の順に示します。

(1) 色彩・階高調査の方法

本調査では、以下の要領で景観調査を行いました。調査は、可能な限り同時刻に行い、観察者によりバラツキがないように次頁 に示す語意やイメージを統一して必要に応じ調査票に記入しました。

- ・ 調査は、訓練された調査員（景観実務5年以上）による観察法によって行いました。
- ・ 視点場は、H=1.2mからの撮影・観察法とし、特徴的な各視点場において、景のまとまり範囲や、通りのファサードを見通すことが出来る地点より撮影、観察しました。
- ・ 調査項目は、景観構成要素（色彩・通りの建物）としました。

(2) 景観用語の整理

・イメージマップ

認知地図：(元)ソッチ；都市のイメージより*)

要素[E(縁).D(地域).P(道路).L(目印).N(結節点)]を用いて表現する地図のことをいいます。

例として、ランドマーク(目印)については、周囲と相対的に顕著なものを選び、特定の場所からしか見えないものは、その可視範囲から目印への矢印を引きます。規模の違いは、記号の大きさで表します。

・都市のイメージ

60年、ケヴィン・リンチの著作The Image of the Cityの邦訳(丹下健三、富田玲子訳、岩波書店、'68年)。都市は人々によってイメージされるものであると捉え、イメージされ易さをイメージアビリティと呼び、イメージアビリティを高めることが美しく楽しい都市の要件としています。

・主要景の定義

遠景・中景・近景・接景

それぞれ風景の距離を表す言葉である。これらは特に明確な定義がなく、身近な所から遠い所まで概念的に使われているが以下のような分け方があります。

遠景 1本1本の樹木のアウトラインは必要ではなく、稜線や地形のアウトラインなどや、空を背景にしたスカイラインが視覚の対象となります。距離の目安として、広葉樹では約6.6km以上、針葉樹では約3.3~4.4km以上とされています。



中景 1本1本の樹木のアウトラインは必要とされるが、樹木のディテールまでは必要ではなく、地形などの構成要素の関係が視覚の対象となり、一般的にランドスケープの主景となる。距離的には遠景と近景の間となります。

近景 1本1本の樹木の葉、幹、枝ぶりなどが意味を持つ距離で、1本1本の樹木の姿、形が視覚の対象となり、一般的にその対象と一体感を持つことができる。距離の目安として広葉樹では約360m以下、針葉樹では約180~240m以下とされています。

接景 近景よりも近く、手の触れる距離で、道路本体や付属物、植栽、ストリートファニチャーなどが対象となります。

・階高（主要建物高さ等）

本調査の建物高Hは、計画の建物階数を平均的单位階高（1階当たり3.3mとする：以下事例）を乗じて建物高とします。

平均階数 : 3階

単位階高 : 3.3m

平均階高H = 10m (=約3*3.3m)

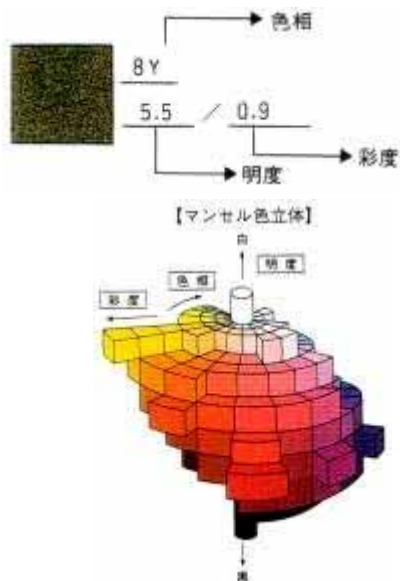
・色彩

色相：色味の違い赤(R)黄(Y)緑(G)青(B)紫(P)の5色相が等間隔に配さその中間と併せて10色相に分割

彩度：色の鮮やかさ・色味を持たない彩度0からその純色に向かい数値が上がる（色により13まであり、自然色は6程度）

明度：明るさ度合いで明度0(完全黒)から明度10(完全白)

【色彩表記法】

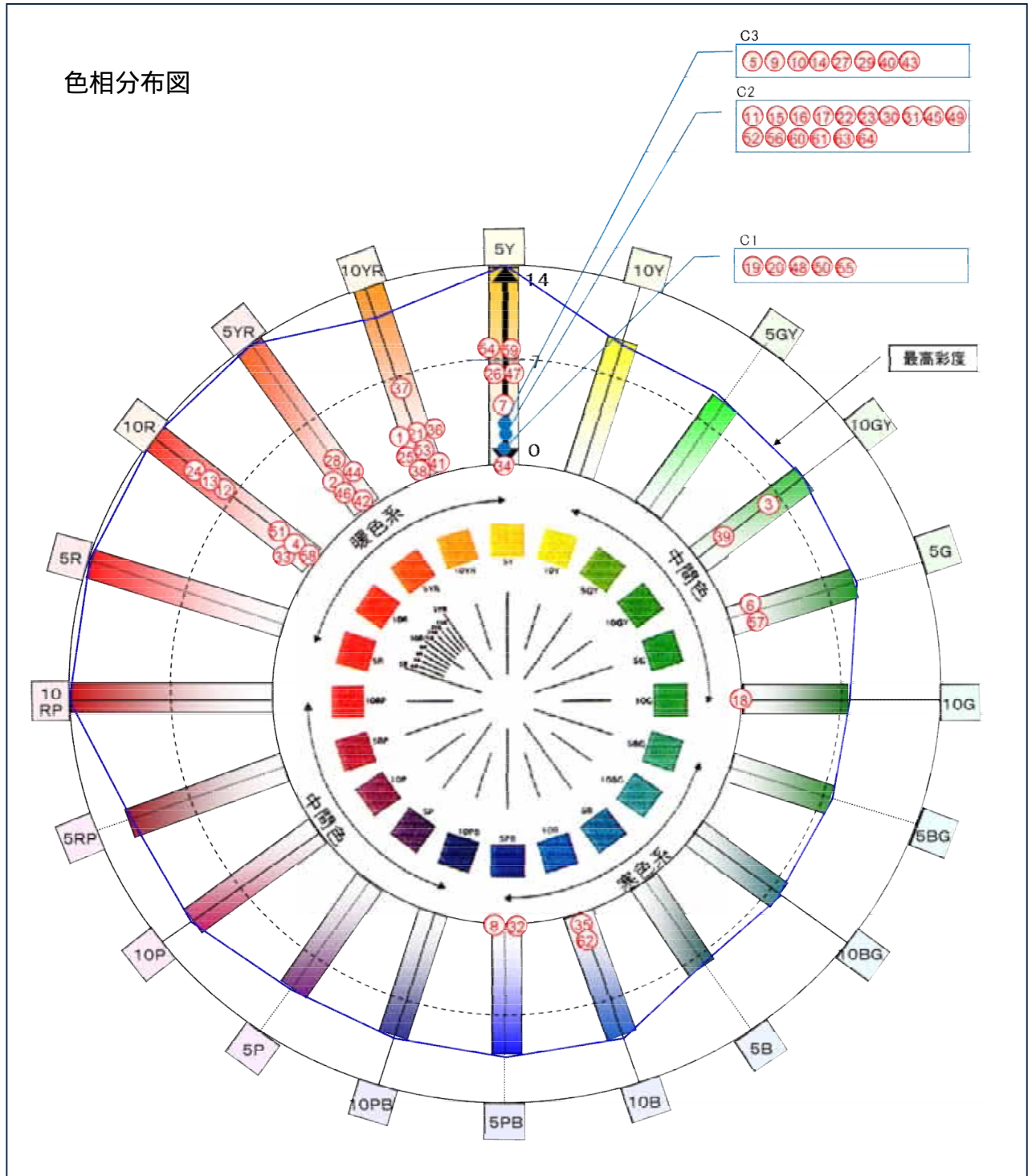


(3) 調査結果

色彩・階高の調査結果概要を以降に示します。

色彩調査結果

建築物の壁・屋根の色彩は、概ね暖色系の(表 10R から 5Y 付近)彩度 3.5 で、
 明度は 6 程度が平均色相となっています。



階高調査結果

主要な視点場となる国道 221 号沿線（概ね 50m 程度）の建物階高は、概ね九割以上が 2 階建て以下となっています。以下に階高調査の一部の例を示します。

